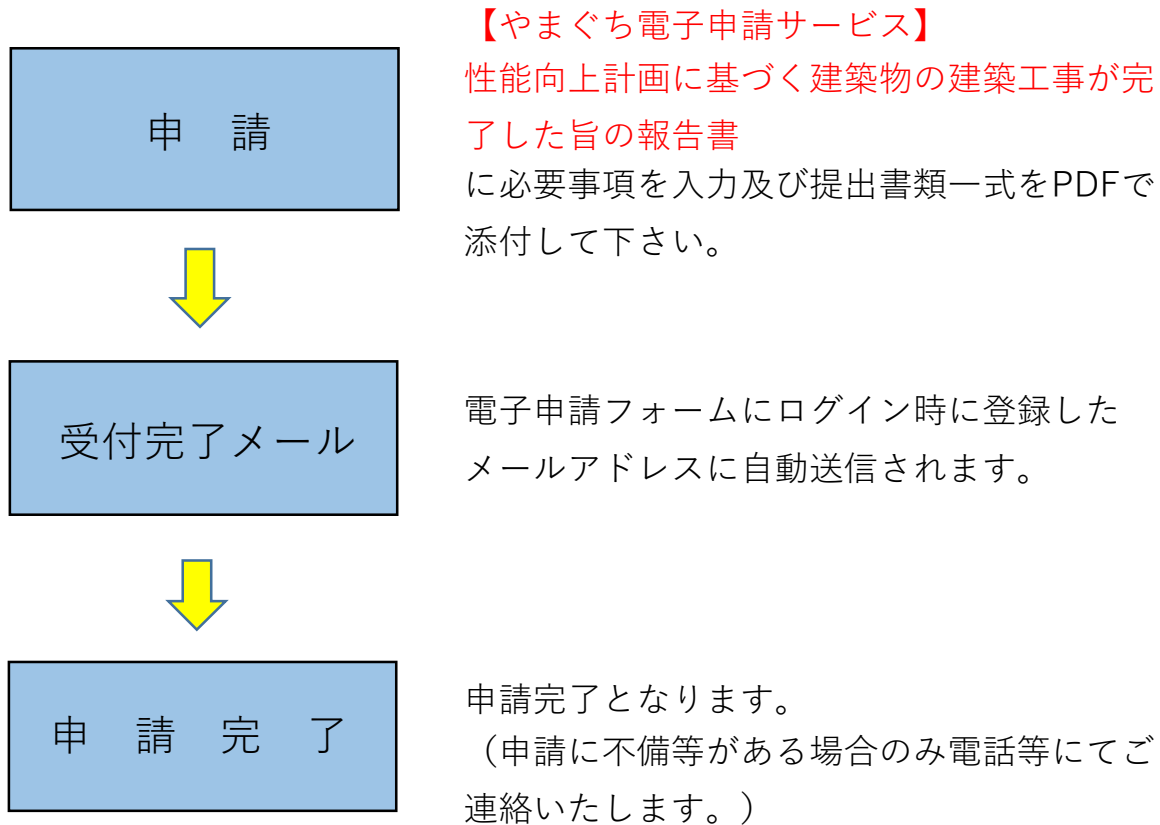


性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書 電子申請の流れ



★注意事項

電子申請の場合は副本の返却はありません。紙による報告書の控えが必要な場合は、従来通り窓口にて紙による報告書の提出を行って下さい。